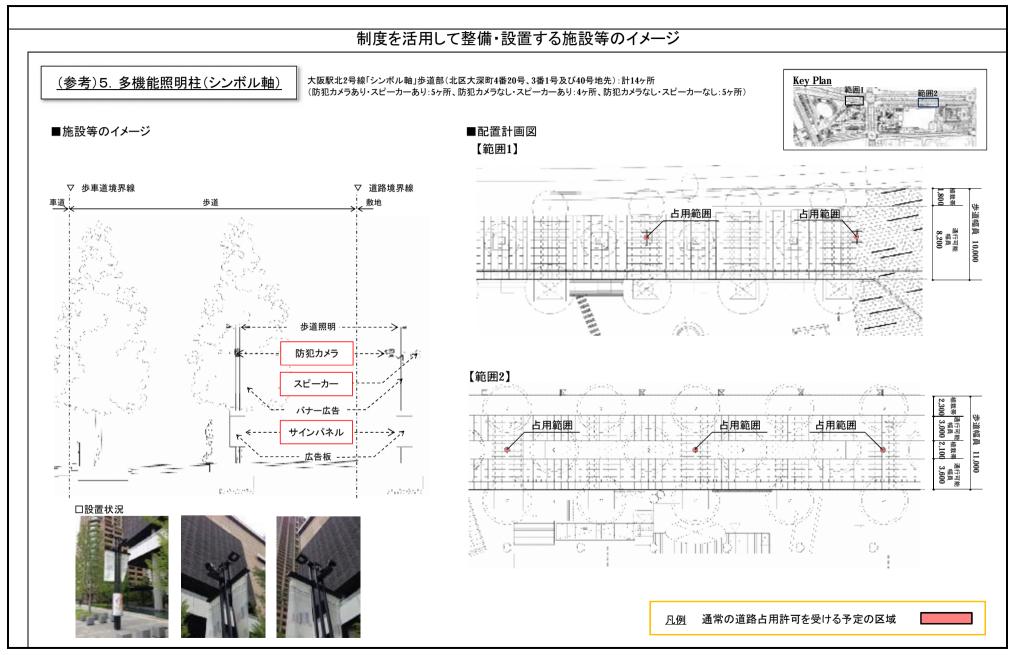
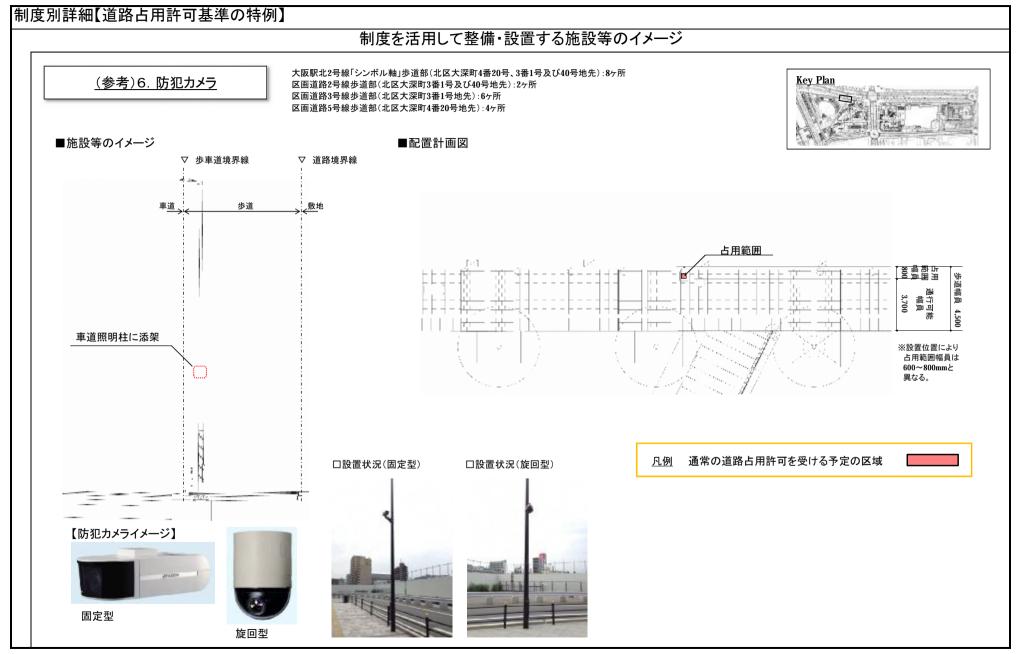
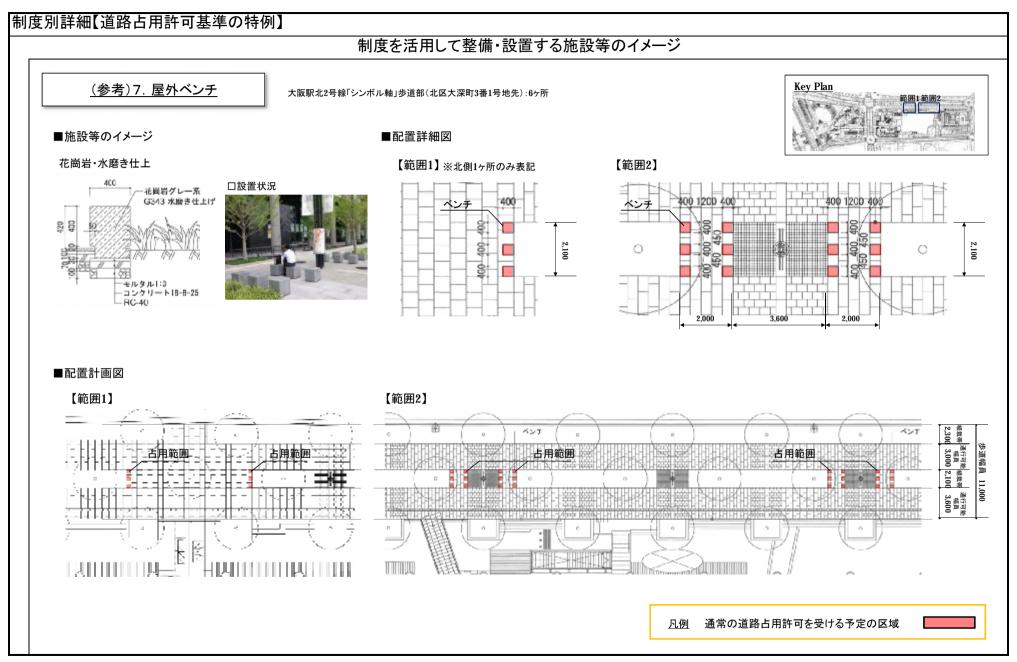
制度別詳細1-2-⑤(道路占用に関する事項)



制度別詳細1-2-⑥(道路占用に関する事項)



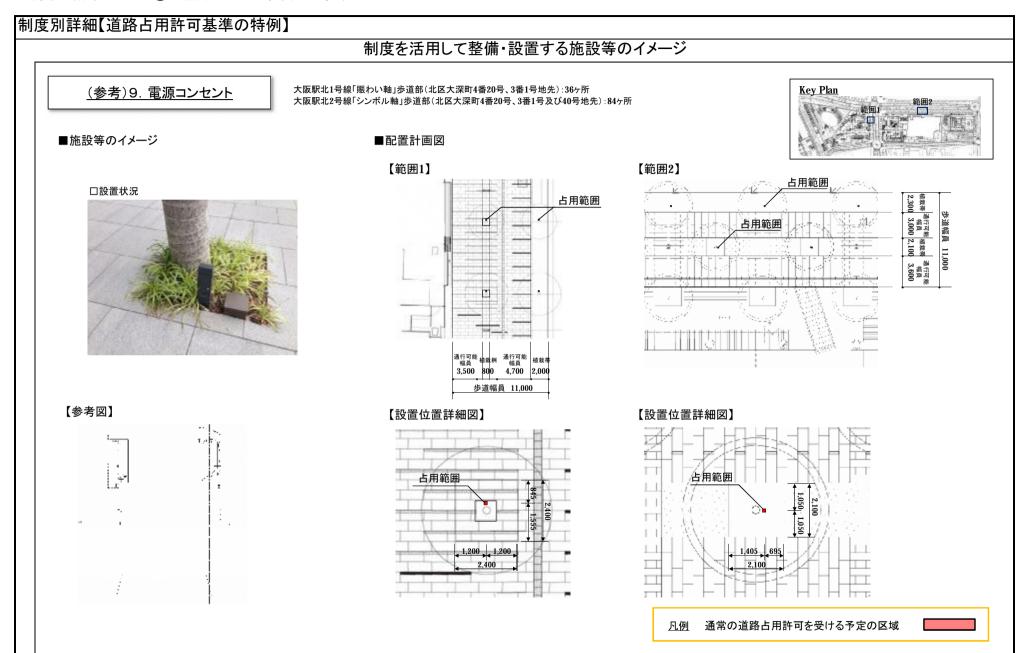
制度別詳細1-2-⑦(道路占用に関する事項)



制度別詳細1-2-⑧(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】 制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ **Key Plan** (参考)8. アッパーライト 大阪駅北1号線「賑わい軸」歩道部(北区大深町4番20号、3番1号地先):72ヶ所 大阪駅北2号線「シンボル軸」歩道部(北区大深町4番20号、番1号及び40号地先):168ヶ所 ■施設等のイメージ ■配置計画図 【範囲1】 【範囲2】 □設置状況 占用範囲 占用範囲 通行可能 植栽树 通行可能 植栽構 偏員 2,700 2,400 3,900 2,000 歩道幅員 11,000 【設置位置詳細図】 【設置位置詳細図】 【参考図】 占用範囲 占用範囲 1,100 1,100 地中埋込アッパーライト (LED13.8W) 凡例 通常の道路占用許可を受ける予定の区域

制度別詳細1-2-⑨(道路占用に関する事項)

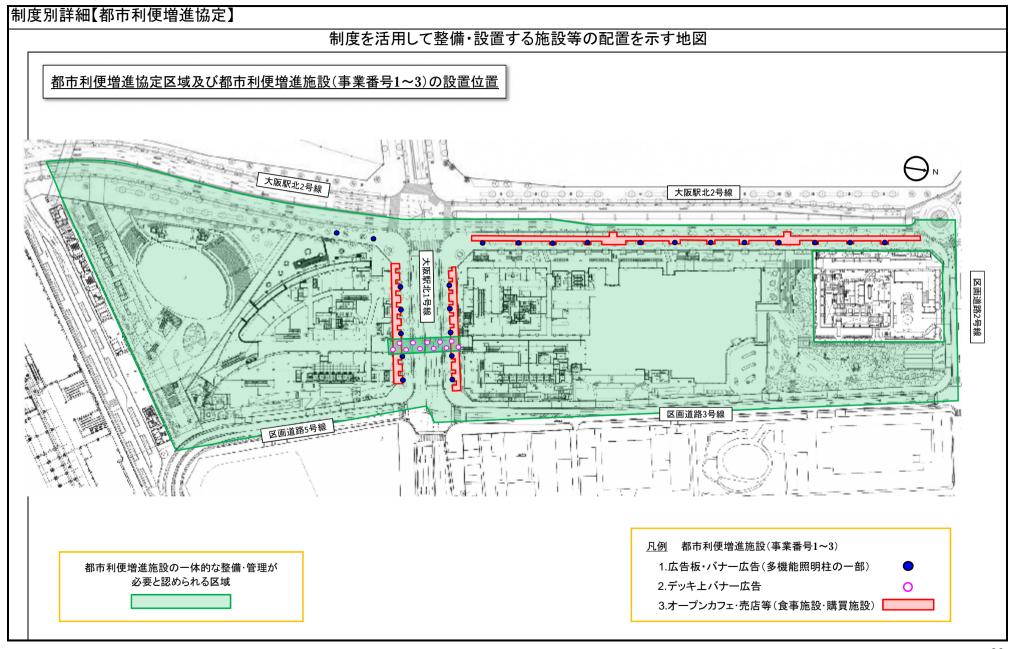


制度別詳細2(都市利便増進協定に関する事項)都市再生特別措置法74条

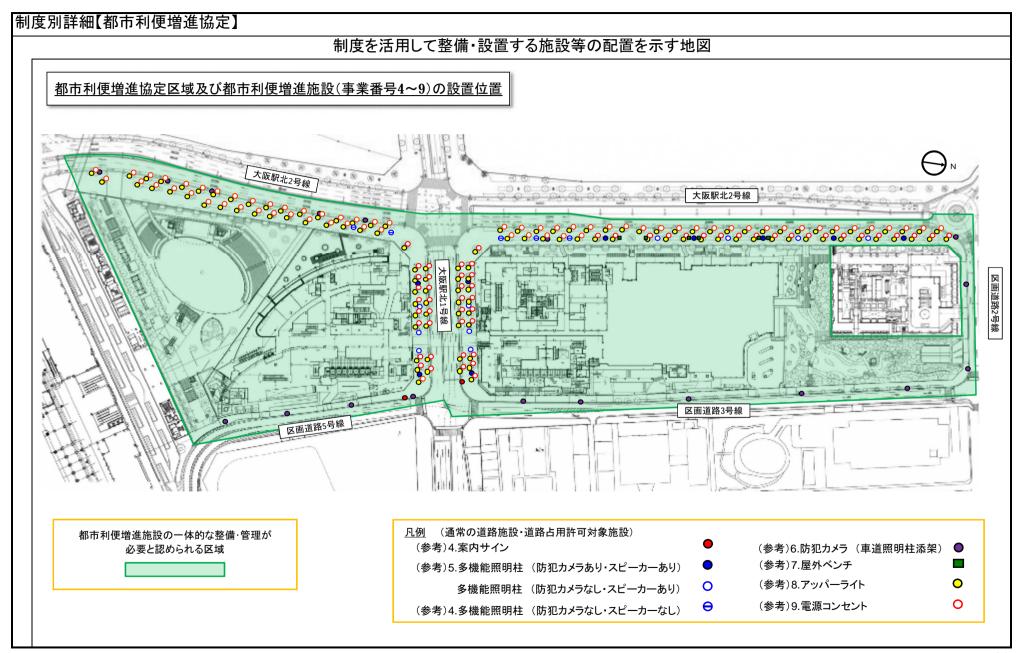
	制度の活用計画								
事業内容		事業期間	取組主体	活用する制度の詳細					
1	広告板・バナー広告の設置・管理	R5∼R9	【設置・管理】 一般社団法人グランフロント大阪TMO (推進法人)	1. 協定締結者 ・大阪市 ・大阪駅北地区先行開発区域事業者(地権者) ・一般社団法人グランフロント大阪TMO(都市再生推進法人) 2. 都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区(協定を想定している区域) 23頁参照					
2	デッキ上バナー広告の設置・管理	R5∼R9	【設置・管理】 一般社団法人グランフロント大阪TMO (推進法人)	3. 協定の内容 (1)協定の目的となる都市利便増進施設 ・広告板・バナー広告 ・デッキ上バナー広告 ・オープンカフェ・売店(食事施設・購買施設) ・案内サイン					
3	オープンカフェ・売店等(食事施設・購買施設)の設置・管理	R5~R9	【設置・管理】 一般社団法人グランフロント大阪TMO (推進法人)	 ・多機能照明柱 ・防犯カメラ ・屋外ベンチ ・アッパーライト ・電源コンセント ・歩道関連施設 ・敷地内広告 					
4	案内サイン(自動車案内、広域案内)の設置・管理	R5~R9	【設置】 大阪駅北地区先行開発区域 事業者(地権者) 【占用・管理】 大阪駅北地区先行開 発区域事業者(地権者)・一般社団法 人グランフロント大阪TMO(推進法人)	(2)都市利便増進施設の整備方法・費用負担 ・大阪駅北地区先行開発区域事業者、および一般社団法人グラン フロント大阪TMO(都市再生推進法人)が整備・費用負担を行う。 (ただし10「高質な歩道空間の整備・管理」に関して新たに整備する施設 については、それを必要とする者が整備・費用負担を行う。) (3)都市利便増進施設の管理方法・費用負担					
5	多機能照明柱の設置・管理	R5∼R9	【設置】大阪駅北地区先行開発区域 事業者(地権者) 【占用・管理】大阪駅北地区先行開 発区域事業者(地権者)・一般社団法 人グランフロント大阪TMO(推進法人)	・一般社団法人グランフロント大阪TMO(都市再生推進法人)は、「2.」に示す協定区域内において次に掲げる業務を実施する。 〇都市利便増進施設及び周辺の維持管理の実施 〇都市利便増進施設及び周辺における違法駐輪抑制への取り組み 〇都市利便増進施設及び周辺における良好な景観の保全 〇都市利便増進施設及び周辺における安全な歩行者環境の確保・上記の管理に要する費用の一部については、推進法人がオープンカフェ、広告等で得た収益を充当する。					
6	防犯カメラの設置・管理	R5~R9	発区域事業者(地権者)·一般社団法	・上記の事業の一部について「大阪市エリアマネジメント活動促進条例」を活用する。 ※大阪駅北2号線歩道について、歩道拡幅整備完了までは、都市再生整備計画(うめきた先行開発地区H30-R4)の区域、都市利便増進施設の種類、位置、数量、整備方法、管理方法、費用負担を適用する。					

	制度の活用計画									
	事業内容	事業期間	取組主体	活用する制度の詳細						
7	屋外ベンチの設置・管理	R5∼R9	【設置】 大阪駅北地区先行開発区域 事業者(地権者) 【占用・管理】 大阪駅北地区先行開発 区域事業者(地権者)・一般社団法人 グランフロント大阪TMO(推進法人)	(前頁参照)						
8	アッパーライトの設置・管理	R5∼R9	【設置】 大阪駅北地区先行開発区域 事業者(地権者) 【占用・管理】 大阪駅北地区先行開発 区域事業者(地権者)・一般社団法人 グランフロント大阪TMO(推進法人)							
9	電源コンセントの設置・管理	R5∼R9	【設置】 大阪駅北地区先行開発区域 事業者(地権者) 【占用・管理】 大阪駅北地区先行開発 区域事業者(地権者)・一般社団法人 グランフロント大阪TMO(推進法人)							
10	高質な歩道空間の整備・管理	R5~R9	【整備】新たに整備する施設については、それを必要とする者により整備・費用負担する。 【管理】大阪市・大阪駅北地区先行開発区域事業者(地権者)・一般社団法人グランフロント大阪TMO(推進法人) ※新たに整備する施設に関する管理については、それを必要とする者により管理・費用負担する。							
11	敷地内広告の設置・管理	R5∼R9	【設置・管理】一般社団法人グランフロント大阪TMO(推進法人)							

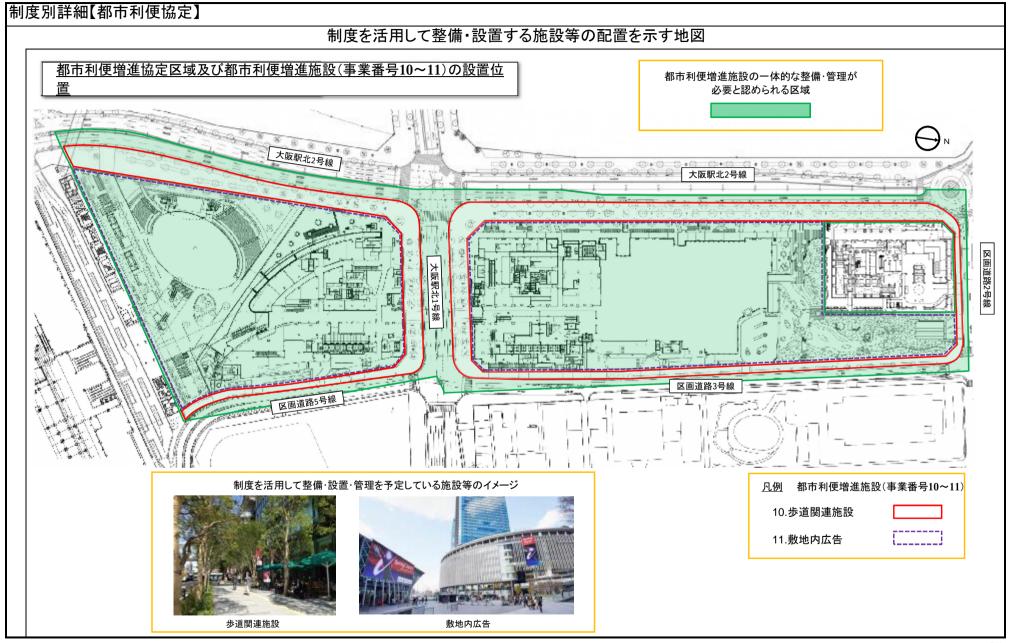
制度別詳細2-1-①(都市利便増進協定に関する事項)

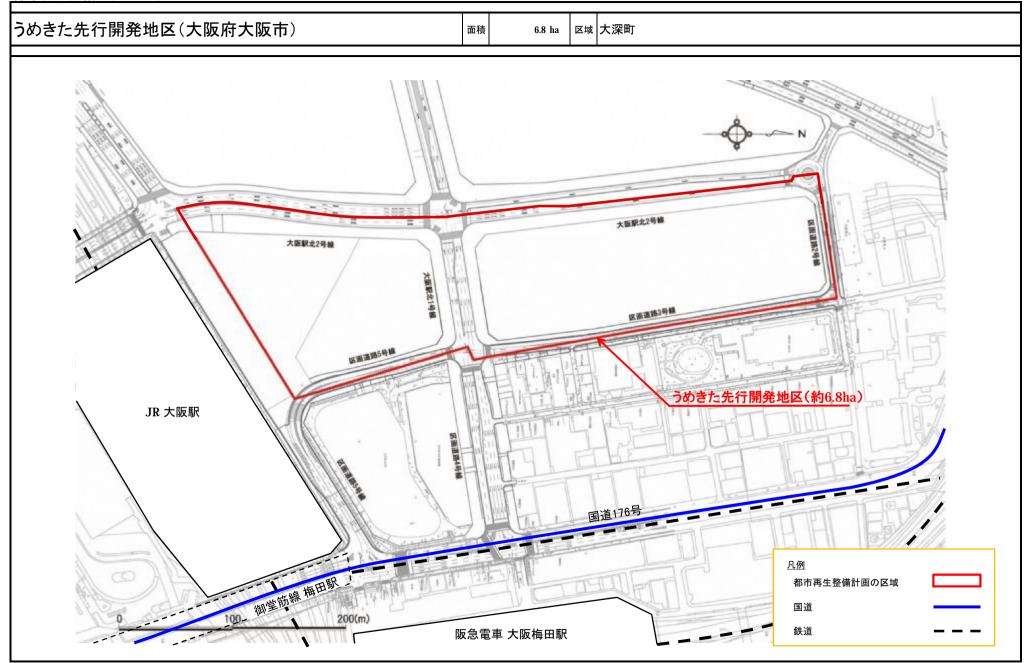


制度別詳細2-1-②(都市利便増進協定に関する事項)



制度別詳細2-1-③(都市利便増進協定に関する事項)





うめきた先行開発地区(大阪府大阪市) 整備方針概要図

目標	大目標:エリアブランドの創出をめざし、公民連携による 魅力ある公共空間の整備・管理・活用を図る。 目標1:質の高い都市空間の創出 目標2:良好な都市景観の形成 目標3:華やかで賑わいのある歩行者空間の創出 目標4:歩行者・自動車交通の円滑化 目標5:安心・安全な都市環境の維持	代表的 な指標	歩行者交通量	(人/12時間)	48,835人	(R4 年度) -	→ 従前値の5%増	(R9年度)
口标			街全体の魅力度	(%)	86%	(R4 年度) -	→ 80%以上	(R9年度)

